

平成30年度シート

| | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--|---------------|-----------------|---------------------------|-------------------|---------------------|------|---|
| 分担金・ 拠出金名 | 水俣条約拠出金 | | | 種別 | 義務的拠出金 | 30年度 予算額 | 33,600千円 | 総合評価 | — |
| 拠出先 国際機関名 | 水俣条約事務局 | | | | | | | | |
| 国際機関等 の概要及び 成果目標 | <p>(1) 設立経緯等・目的：2002年の世界水銀アセスメントにより、途上国では小規模金採掘等で依然として水銀が使用されていることが指摘され、世界的な取組が必要との認識が高まり、2010年に条約策定交渉が開始。2013年10月に熊本市で開催された「水銀に関する水俣条約」外交会議において採択され、2017年8月に発効（日本は2016年2月に締結）、同年9月に第1回締約国会議（COP）が開催された。同条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。2018年5月末時点での締約国は91か国及びEU。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本はCOPにおいて発言権を確保することが可能となり、COPにおける決議案や決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、条約事務局による締約国会議の準備・開催、条約に基づく報告書の作成、他の関係国際機関との協力等の活動を支援し、水銀の採掘、使用、貿易、廃棄、環境への排出に係る、包括的な国際的枠組の整備を図る。</p> | | | | | | | | |
| 1 専門分野 における活 動の成果・影 響力 | <ul style="list-style-type: none"> 水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的に、水銀の採掘から廃棄に至るまでのライフサイクルについて包括的な規制を行う国際的枠組みを提供するとともに、同目的を達成するべく、締約国の能力形成や技術援助等を行う。 廃棄物、化学物質の国際的管理について規定するバーゼル・ロッテルダム・ストックホルム三条約合同事務局と緊密に連携することにより、運営の効率化を進めている。 日本は条約の作成段階から主導的役割を果たしてきており、条約の早期発効、非締約国の条約締結の促進につき働きかけを行ってきた結果、2018年5月末時点で91か国及びEUが締結している。 | | | | | | | | |
| 2 組織・財 政マネジメ ント | <ul style="list-style-type: none"> 水俣条約の最初の予算年度が2018年であり、運営開始から日が浅く、まだ監査は実施されていない。 2017年9月に第1回締約国会議（COP1）が開催され、条約の運営に最低限必要な条約事務局体制や予算等の組織的事項や水銀規制のガイドライン等の技術的事項が決定された。今後開催されるCOPにおける議論を経て、内容の充実が図られる見込み。 日本はCOP1では、事務局の効率的な運営を目指し、事務局体制や組織的事項に関する議論に参画した。同会議において、水俣条約の事務局の体制や予算について、合理的なものとするべき等の日本の意見を反映した決議が採択された。日本は引き続き、COP等での議論に積極的に関与し、条約の効率的な運営に貢献する。 | | | | | | | | |
| 3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性 | <ul style="list-style-type: none"> 水俣条約は、水銀の採掘から廃棄に至るまでのライフサイクルについて包括的な規制を行う国際的枠組みを提供するとともに、締約国の能力構築や技術援助等を行い、水銀及び水銀化合物の人為的排出及び放出から人の健康及び環境を保護することに貢献するものである。また、日本の都市名を冠した本条約に拠出し、「水俣病」の経験に基づく知見の共有等を通じて、その目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり、非常に有益。 日本は、水俣条約の下で作成される各種技術文書について、その起草段階から「水俣病」の経験に基づく知見のインプットを行っており、例えば、水銀・水銀化合物の保管に係るガイドライン策定や水銀廃棄物の閾値の設定等について日本の知見が取り入れられるなど、主導的な役割を果たしている。 日本は、条約運営の初年度（COP1～COP2の間）はアジア太平洋地域のビューロー（議長団）を務めており、条約の意思決定に日本の意向を反映できる地位を有している。 水俣条約は、水銀についての包括的な規制を定める国際的枠組みとなるもので、日本だけで効果的に実施できる事業ではなく、日本が実施する水銀の管理や処理に係る二国間支援事業とは補完的な役割を持つ。 | | | | | | | | |
| 4 日本人職 員・ポストの 状況等 | 加盟国等の数 | 全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点) | うち、 日本人職員数 | うち、 日本人幹部職員数 | 日本人職員の比率 (2017年12月末時点) | 日本人職員数 (前年同時期) | 日本人幹部職員数 (前年同時期) | | |
| | 91 | 6 | 1 | 0 | 17% | - | - | | |

| | | |
|------------------------|--|--|
| | <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人職員比率（17%）は日本の分担率（14.988%）を上回っている。 | |
| 5 PDCA サイクルの 確保等 | PLAN | 水俣条約締約国会議にて2か年事業計画及び予算案を審議，承認。 |
| | DO | 日本から義務的拠出金の支払，水俣条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた水俣条約事務局の活動のモニタリング。 |
| | CHECK | 内部・外部監査報告書（予定）やCOP等における運営・活動の評価。 |
| | ACT | 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・日本からの締約国拠出はコア予算に充当され，日本からの拠出を分離特定することはできない。 ・COP1においては総会の他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催されるほか，事務局と個別に協議する機会もあり，これらを通じてより効率的な条約事務局運営に向けた提案や日本の関心事項等を示すことで，条約の運営の改善を促している。 ・水俣条約の運営は2018年度に開始されたところであり，まだ財務状況報告の時期に達していない。 | |
| 担当課室名 | 地球環境課 | |